置き配便運送約款

九運貨物第６０２号　認可年月日　令和４年２月２日

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　運送の引受け（第二条ー第九条）
第三章　荷物の引渡し（第十条ー第十二条）
第四章　指図（第十三条・第十四条）
第五章　事故（第十五条・第十七条）
第六章　責任（第十八条ー第二十七条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この運送約款は、宅配便などの個建運賃が適用される荷物の運送に適用されます。

２　この運送約款の定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

３　当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送の引受け

（受付時間）

第二条　当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（送り状）

第三条　当店は荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷送人が記載し、第五号から第十三号までは当店が記載するものとします。

一　荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　荷受人の氏名又は名称並びに配達先、その電話番号及び電子メールアドレス
三　荷物の品名
四　運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質または腐敗しやすいもの等、荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
五　第十条各号に定める方法による配達の名称（以下「置き配」という）
六　当店の名称、住所及び電話番号
七　荷物の運送を引き受けた営業所その他事業所の名称
八　荷物受取日
九　重量及び容積の区分
十　運賃その他運送に関する費用の額
十一　責任限度額
十二　問い合わせ窓口電話番号
十三　その他荷物の運送に関し必要な事項

２　前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことがあります。

（荷物の内容の確認）

第四条　当店は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立合いの上で、これを点検することができます。

２　当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異ならないときは、これによって生じた損害を賠償します。

３　第一項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

（荷造り）

第五条　荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

２　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により当店が必要な荷造りを行います。

（引受拒絶）

第六条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
二　荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき。
三　荷造りが運送に適さないとき。
四　運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
六　荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき
ア　暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき
イ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき
ウ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき
エ　当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む）であると認められるとき
七　荷物が次に掲げるものであるとき。
ア　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
イ　当店で特に引受けを拒絶すると定めたもの
・①荷物の性質により拒絶するもの
・現金及び小切手、手形、株券、その他の有価証券類
・クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
・遺骨、位牌、仏壇
・銃砲刀剣
・犬、ネコ、小鳥等のペット類
・再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
・再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
・花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品
・毒物及び劇物類
・複数の個人情報が内容物に含まれたもの
・②荷物の価格により拒絶するもの
・荷物一梱包の価格が三万円を超えるもの
ウ　その他当店が引受けが不適切と判断するもの
八　天災その他やむを得ない事由があるとき。

２　当店は運送を引き受けた後に前項第五号又は第六号に該当することを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送し、置き配による荷物の引渡しを行いません。

３　前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります

（外装表示）

第七条　当店は、荷物を受け取る時に、第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、及び第十一号及び第十二号までに掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に張り付けます。

（危険品についての特則）

第七条の二　荷送人は、爆発、発火その他運送状の危険を生ずるおそれのある荷物については、その旨を当該荷物の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該荷物の品名、性質その他の当該荷物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（運賃等の収受）

第八条　当店は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を収受します。

２　当店は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から収受することがあります。

３　運賃等及びその適用方法については、当店が別に定める運賃料金表によります。

４　運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（連絡運輸又は利用運送）

第九条　当店は、荷送人の利益を害しないかぎり、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三章　荷物の引渡し

（置き配）

第十条　当店は、荷受人の指示により、荷送人が当店に対して次に定める方法（以下「置き配」という。）による荷物の引渡しを容認して依頼し、かつ、荷受人が引渡しまでの間に指定場所（以下に定義する）を指定した荷物について、置き配による荷物の引渡しを行います。

玄関ドア前、自転車かご、車庫、物置、安全な管理及び保管が可能である荷物受け渡し専用保管庫（以下「宅配ボックス」という。）、郵便受けその他当店が荷物の置き場として社会通念に反しないと認める場所とし、かつ、荷受人の住所と同一人及び荷受人にあらかじめ通知した場所であり、荷受人が引渡しまでの間に指の建物内又は同一の構内である場所の中から、荷受人が引渡しまでの間に指定した場所（以下「指定場所」という。）に置く方法

２　前項の場合、当店は、荷物を指定場所に置き、これを直ちに第三条第一項二号記載の荷受人の電話番号、もしくは電子メールアドレスに通知することをもって、荷受人に対する引渡しとみなします。

３　当店は、第一項にかかわらず、次の各号に掲げる場合、置き配による荷物の引渡しを行ってはならないものとする。ただし、第一号又は第六号の掲げる場合であり、かつ、置き配による荷物の引渡しを行う旨の荷受人からの特段の指示がある場合は、この限りではありません。

一　悪天候等により引渡し後の荷物の安全が確保できないと判断される場合
二　指定場所に荷物が安全に収まらないと判断される場合
三　指定場所への立ち入りができないと判断される場合
四　建物管理規程その他の規程により、指定場所への置き配が禁止されていると判断される場合
五　指定場所を確知することができないと判断する場合
六　その他前各号に準じ、当店において置き配の実施が適当でないと判断される場合

（荷物の引渡しを行う日）

第十一条　当店は、次の荷物引渡予定日までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。

一　送り状に記載した荷物受取日から、四日程度を経過した日（運送を引き受けた場所又は配達先が当店が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日）

（引渡しができない場合の措置）

第十二条　当店は、荷受人を確知することができないとき、又は荷受人が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその他当店が配達を試みても置き配による引渡しができないことがやむを得ないときは、遅滞なく荷送人に対し、返送します。

２　前項に規定する返送を行った場合も、運賃の返金は行いません。

第四章　指図

（指図）

第十三条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

２　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

３　第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第十四条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

２　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五章　事故

（事故の際の措置）

第十五条　当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

２　当店は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが荷物引渡予定日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

３　当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

４　当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

５　第一項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

６　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

７　第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

（危険品等の処分）

第十六条　当店は、荷物が第六条第一項第七号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

２　前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

３　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第十七条　当店は、荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、荷物引渡予定日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

２　当店は、荷物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章　責任

（責任の始期）

第十八条　荷物の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と挙証）

第十九条　当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（免責）

第二十条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷物の欠陥、自然の消耗
二　荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災又は疫病
七　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八　荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

（引受制限荷物等に関する特則）

第二十一条　第六条第一項第五号に該当する荷物については、当店は、その滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負いません。

２　第六条第一項第七号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

３　壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当店がその旨を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第二十二条　荷物の損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

２　前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

３　荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、第一項の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）

第二十三条　当店は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（以下「限度額」という。）の範囲内で賠償します。

２　当店は、荷物の損傷による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

３　前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。

４　当店は、荷物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。

一　荷物の引渡しが荷物の引渡予定日の翌日まで行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の範囲内で賠償します。

５　荷物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当店は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償の合計額を限度額の範囲内で賠償します。

６　前五項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた一切の損害を賠償します。

（運賃等の払い戻し等）

第二十四条　当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由によって、荷物の滅失、著しい損傷が生じたときは、運賃等を払い戻します。

２　この場合において、当店が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

（除斥期間）

第二十五条　当店の責任は、荷物の引渡しがされた日（荷物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

２　前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

３　荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（連絡運輸又は利用運送の際の責任）

第二十六条　当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

（荷送人の賠償責任）

第二十七条　荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りでありません。

令和４年２月

九州西濃運輸株式会社

福岡県福岡市博多区井相田１丁目１番５６号